

第36回由良川水系・二級水系 河川整備計画検討委員会

由良川上流圏域河川整備計画の変更原案について

令和7年8月7日
京都府

目 次

★ 前回（第35回）委員会の主な意見

★ 由良川上流圏域河川整備計画（変更原案）について

1. 現状と課題

- ・過去の洪水と被災状況
- ・流況と水利用の状況
- ・河川環境

2. 河川整備計画の目標

- ・対象期間
- ・整備目標
- ・対象区間

3. 河川整備の実施に関する事項

- ・整備内容

4 河川維持に関する事項

- ・河川維持の種類及び施工の箇所

5. 河川整備を総合的に行うために必要な事項

★ 前回(第35回)委員会の主な意見

★ 前回委員会の主な意見

	主な意見	委員会での回答
1	今回の変更は、高屋川の畑川合流点より上流を対象とすることでよろしいか。	そのとおり。現行計画では、畑川合流点下流区間の整備内容を定めており、今回の変更では、畑川合流点より上流区間において、流下能力が低い箇所を対象に新たに改修計画を策定する。
②	畑川ダムの整備効果は検証しているのか。	令和4年の豪雨の際、畑川ダムにおける貯水によって下流の負担が軽減されたといった効果が出ている。
3	高屋川上流域では、流下能力1/5以下の箇所が複数あるのに対し、上流に病院や都市機能が集中しているが、どこから整備するのか。	河川整備の原則として、上下流バランスに配慮しながら実施することとしているため、整備目標が定まり次第、下流から着手する予定。
4	今回の変更は、変更から概ね30年の計画に変更するのか、現行計画の対象期間で実施できる内容を追記するのか教えていただきたい。	平成19年に策定した現行計画については、概ね完了の目途が立っているため、今回は計画変更から新たに30年間を対象にした計画となる。
5	旧瑞穂町役場周辺の浸水被害は内水によるものが大きかったと説明があったが、対策として排水ポンプや遊水地の整備なども想定しているか。	排水ポンプや遊水地も対策メニュー案の1つとして考えられる
⑥	令和4年7月豪雨の被災において、町の重要施設ばかり浸水しているが、何故川の傍に建てたのか。もう少し標高の高い場所や川から離れた場所に建てることはできなかったのか。	既に立地してしまっている箇所については、避難計画や避難に係る連携などを強化して進めているところで、今後京丹波町のまちづくり計画と連携して詰めていきたい。
⑦	福知山市では、避難の際、車で高い所へ避難される方が多いが、京丹波町の住民はどのように避難されているか。	要配慮者の避難など住民の避難に関する事項は、水防法で京丹波町の所管事項となっているため、京丹波町にヒアリングを行ったうえで、次回委員会で情報共有させていただく。
8	今後河川改修を進めるにあたり、アユの遡上や漁業組合との調整などが考えられるが、環境面で問題や課題等はないか。	今後の整備においても他事業と同様に、多孔性のブロックを使用するなど環境面への配慮は十分に行っていきたい。

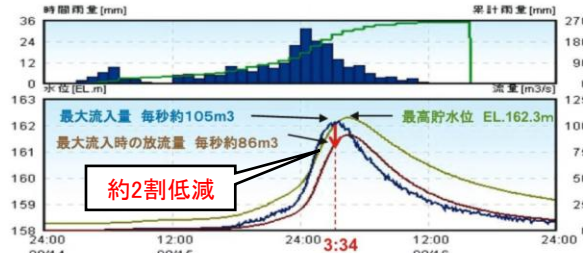
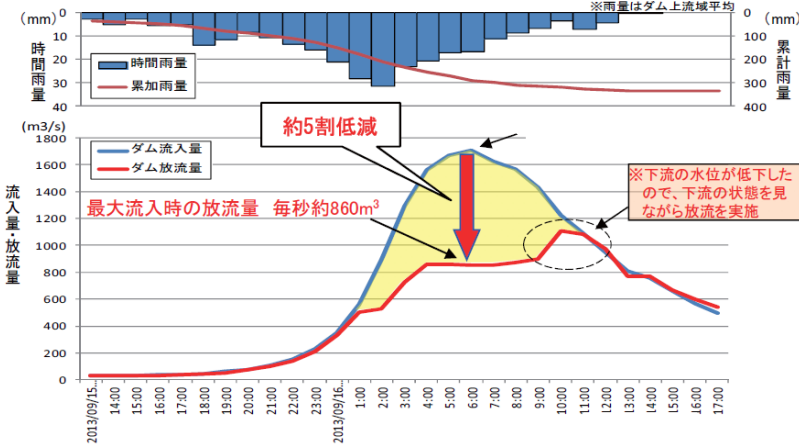
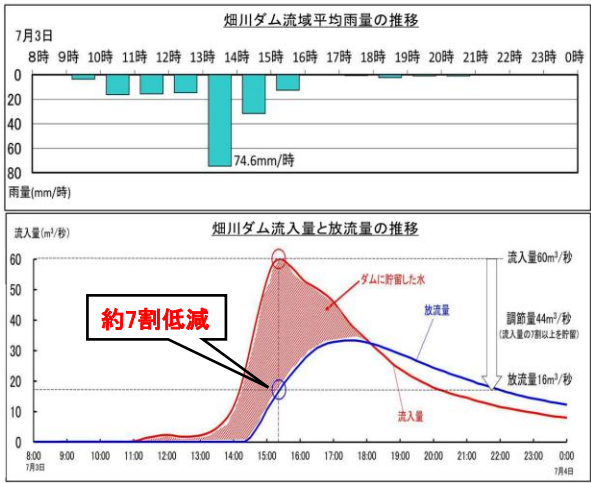
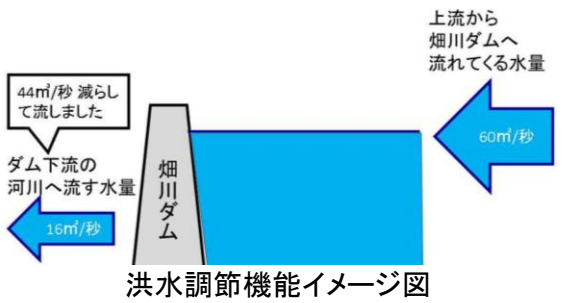
※番号に○が付いている意見については、今回詳細に説明予定。

1. ダムの治水効果について

- 畑川ダムでは、令和4年7月3日の大雨において、畑川ダム流域の平均時間雨量の最大値が、ダム供用開始(平成25年)後最大を記録したことから、洪水調整によって約7割以上の流量を貯留し、高屋川をはじめとした下流河川の水位上昇を抑制した。
- 平成25年台風18号では、大野ダム・畑川ダムともに洪水調節を実施し、大野ダムでは流量の約5割を貯留、畑川ダムでは流量の約2割を貯留し、高屋川をはじめとした下流河川の水位上昇を抑制した。

● 洪水調節機能

一定規模以上の流入量が見込まれる場合に、放流量を一時的に制限し、ダムに貯留することで、下流河川等への負担を低減する機能。



畑川ダムの流入量と流出量の推移 (R4.7月豪雨)

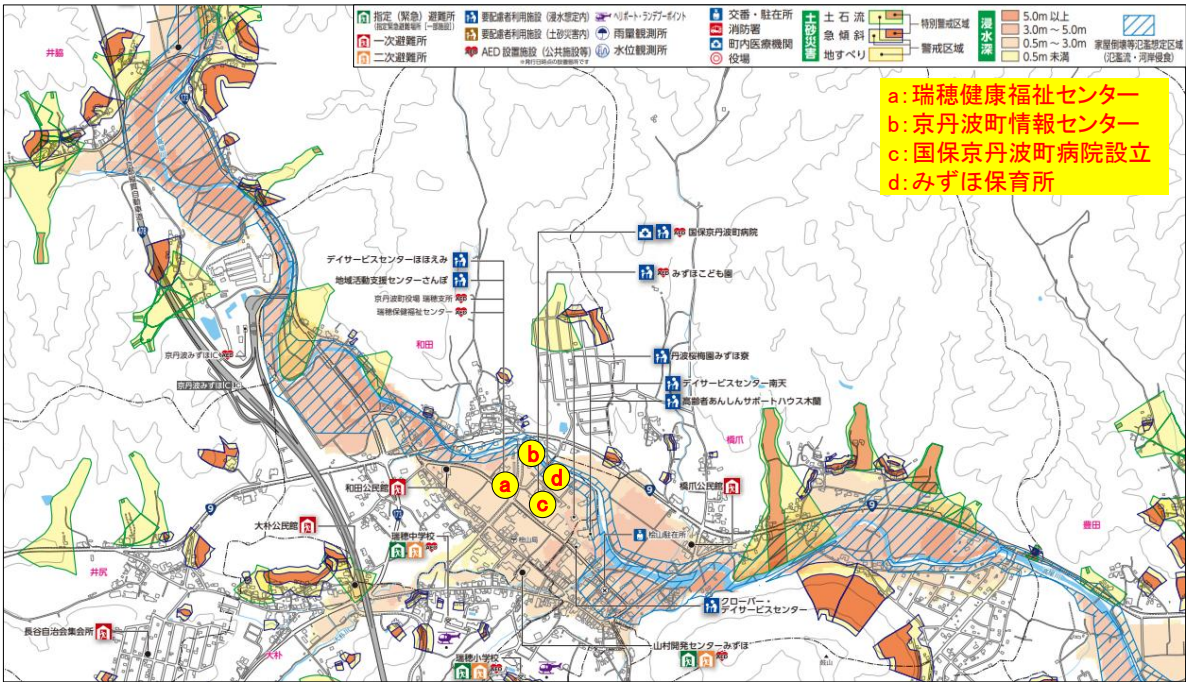
大野ダムにおける流入量と流出量の推移 (H25.台風18号)

畑川ダムにおける
流入量と流出量の推移 (H25.台風18号)

2. 京丹波町のまちづくりについて（国道9号和田大橋周辺）

- 国道9号和田大橋周辺には役場機能や病院・保健福祉分野など重要施設が集積。
- 本地区は旧瑞穂町時代の中心地区であり、人口減少や少子高齢化を踏まえ、コンパクトシティ的な発想の中、医療や福祉等の機能を集約し、効率的な行政運営を目指すこととした。
- 機能拡大が困難な場所にあった保険福祉センターや病院を本地域へ移設することを計画し、その後、周辺道路も新設することで施設の集約化を図った。

- H10.9月 ● **a. 瑞穂保健福祉センター設立**
行政の保険福祉部門、保険福祉団体との連携と各種保健福祉事業の推進を図るため、デイサービスセンター及び在宅介護支援センターを含めた施設として建設。令和5年3月27日に瑞穂支所の老朽化に伴い、支所機能を本施設に移設。
- H14.5月 ● **b. 京丹波町情報センター設立**
都市と農村の情報格差是正を目的に、難視聴地域における地上波TV放送や再送信設備（共聴組合）等の更新の他、自主放送番組の制作放送などを行う施設として整備。
- H17.3月 ● **c. 国保京丹波町病院設立**
施設の老朽化や保健福祉部門と連携をすることで利便性が高くなることを踏まえ、現在の場所に移設。
- H23.3月 ● **d. みずほ保育所設立**
懸案であった施設の老朽化への対応と保育ニーズ（10ヵ月児の受け入れ）に対応するため、園舎の新築計画を行い、現在の場所へ移設。



京丹波町防災ハザードマップ(国道9号和田大橋周辺抜粋) [R3.8月公表]

3. 京丹波町のまちづくりについて

- 「第二次京丹波町総合計画」(令和4年4月策定)では、まちづくりに係る方針を立てており、防災などに必要な対策を講じ、町民と協力して、だれもが安心・安全に暮らせるまちを目指すこととしている。
- 「京丹波町地域防災計画」(令和6年2月版)においても、河川や下水道などの整備促進や機能の適切な維持管理に加え、避難行動支援などのソフト対策と連携した施設整備やまちづくりと一体となった、流域の全体での総合的な雨水流出抑制の取組が必要と記載されており、町内ではあらゆる関係者での対策が実施されている。

《避難に係る取組》

- 町** 避難場所の区分け・・・避難時に道路、河川等の横断を避けるためや避難の効率化などのために、各地区の実情(避難に要する時間、避難経路)を考慮し、事前に住民一人一人の避難すべき場所を明確にしておく取組。
- 個** 個別避難計画の作成・・・円滑な避難のため、個別避難計画(要配慮者などの避難行動支援者毎に避難支援等を実施するための計画)を作成する取組
- 個** 避難訓練・・・小中学校や病院、福祉施設などにおいて、水害又は土砂災害に対応した避難計画を作成し、計画に沿った避難訓練を実施。
【実績】国保京丹波町病院で年1回実施、京丹波保健福祉センターで年1回実施
- 個** 自主防災組織の結成・・・災害から地域社会を守るために自治会等町民が自主的に避難所の設・運営等する組織を結成する取組。
【実績】 自主防災組織数15組織(R5年度時点)
- 個** 要配慮者施設の避難確保計画・・・水防法第8条に基づき、洪水浸水想定区域に位置する要配慮者施設について、避難確保計画(利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画)を策定する取組。
【実績】 近辺の福祉法人6法人中全てで策定済
- 府、町** 道の駅の強化・・・府が大規模災害時に応援隊の集結や全国からの救援物資の集積・集配の場など広域的な応急活動を支援する拠点とし道の駅を指定し、町が当該施設の管理者と連携し、道の駅の防災機能の強化に努める取組。(京丹波町では、「和」、「京丹波 味夢の里」の2箇所を指定)

3. 京丹波町のまちづくりについて②

《防災情報に係る取組》

府)洪水浸水想定区域の公表・・・水防法第14条に基づき、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域が浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する取組

【実績】平成30年5月に水位周知区間(京丹波町三ノ宮縄手地先から藤ヶ瀬橋)公表
その他区間は令和7年5月公表

町)防災ハザードマップ・・・日頃からの備えに役立てるために、洪水が発生した場合の浸水想定区域、土砂災害警戒区域などの危険箇所など防災に関する情報を掲載した「防災ハザードマップ」を配布する取組。

【実績】平成21年3月全戸(約5,500世帯)配布
平成30年3月全戸(約5,300世帯)配布
令和5年3月全戸(約5,200世帯)配布

町)防災ポータルサイトの作成・・・町民が災害時に必要な情報を迅速に確認できるように京丹波町独自の防災ポータルサイトを作成し、避難所の位置や避難経路、各種(洪水・土砂災害・地震)ハザードマップや気象情報の提供する取組。

【実績】令和3年4月に運用開始。令和4年7月豪雨の際も緊急情報を各世帯に提供。

町)京丹波あんしんアプリの作成・・・京丹波町が作成したアプリを通じて、気象情報(台風・大雨警報等)、洪水予報などの情報を伝達する取組。町では警報発表で各区役員が避難所開設を行う運用となっており、アプリの通知を受けて、避難所開設する流れとなっている。

【実績】令和3年4月に運用開始。

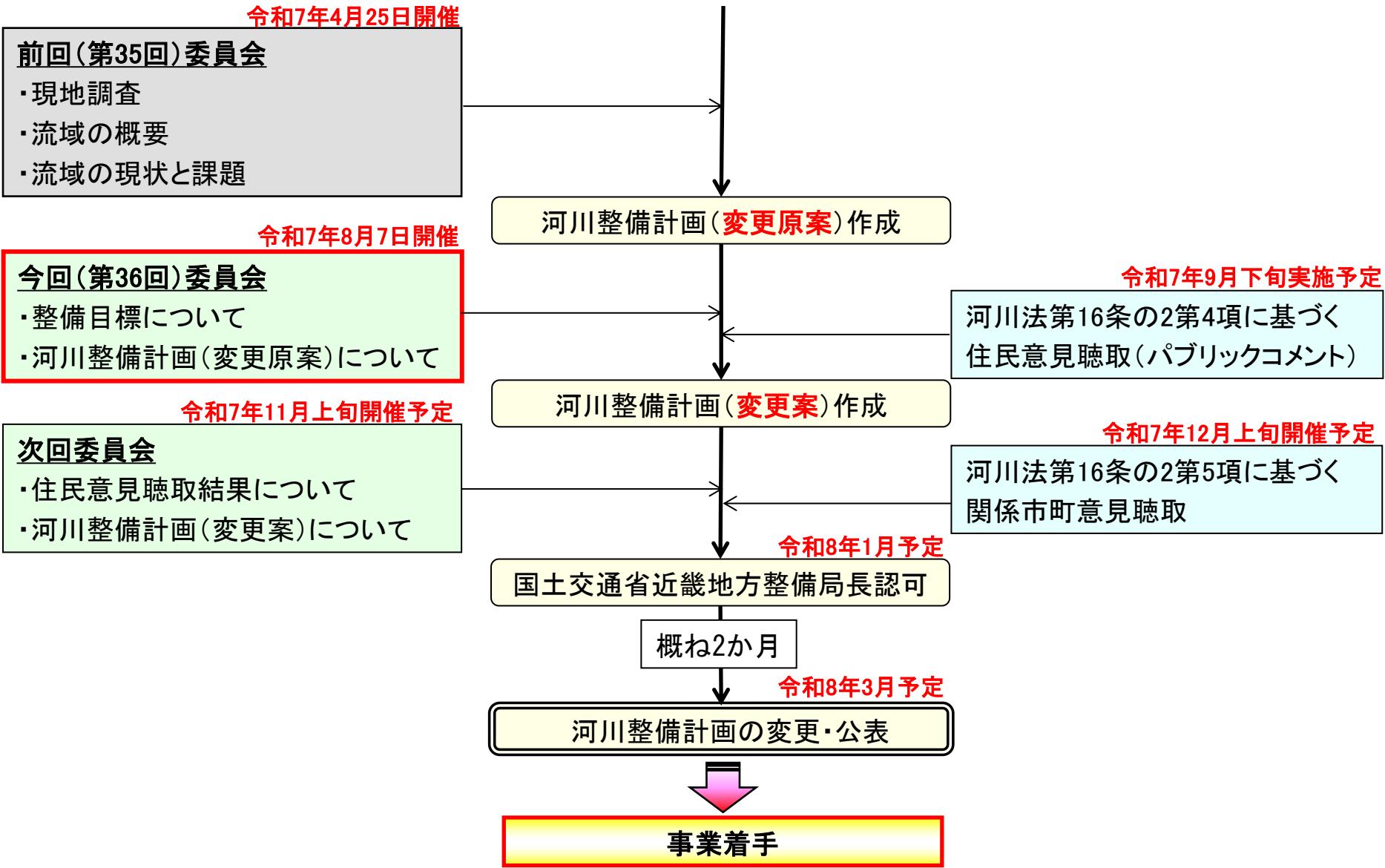
《早期復旧に係る取組》

個)BCPの作成・・・被災した際に備え、BCP(緊急時において事業継続のために損害を最小限に留め、早期復旧を図るために事前に事業継続に手段や方法を取り決めておく計画)の作成する取組。

【実績】令和5年に国保京丹波町病院で作成

★ 由良川上流圏域河川整備計画(変更原案)について

由良川上流圏域河川整備計画の変更スケジュール

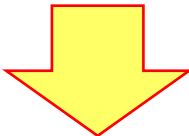


由良川上流圏域河川整備計画の変更概要

○令和4年7月豪雨による被害を受けて、**高屋川**、**大朴川**、**須知川**を新たに追加する。

◆現行の河川整備計画（平成19年8月策定） ※概ね30年間で実施する河川

高屋川（畑川合流点下流部）、畑川ダム、畑川	計2河川+1ダム
-----------------------	----------



令和4年7月豪雨による被害を受けて変更

◆**変更後**の河川整備計画 ※概ね30年間で実施する河川

○新規追加	高屋川（畑川合流点上流区間）、大朴川、須知川	
○変更なし	高屋川（畑川合流点下流区間）、畑川ダム、畑川	計5河川+1ダム

1. 現状と課題(過去の洪水と被災状況)



1. 治水に関する現状と課題

■治水に関する現状

- 由良川上流圏域では、昭和36年から小規模河川改修事業や河川局部改良事業を行ってきた。高屋川においても昭和45年から昭和59年に畑川合流部の上下流で、平成3年から13年にかけて須知川合流部の上下流で河川局部改良事業を実施している。
- 高屋川(畑川合流点下流区間)については、平成19年8月に策定した河川整備計画に基づき、畑川ダムの整備や高屋川及び畑川の河川整備を重点的に実施したことから、概ね30年に1回程度の規模による洪水に対応できる段階まで安全度が向上している。
- 高屋川(畑川合流点上流区間)では、一部区間で河幅が狭く、蛇行する線形になっていることに加え、治水安全度が1/3に満たない区間もあることから、近年も浸水被害が発生している。



■治水に関する課題

- これまで災害復旧関連事業や河川局部改良事業等によって河川改修が行われてきたが、依然として全体的に河川の疎通能力は低く、近年においても令和4年7月豪雨による出水をはじめ、河川氾濫による人家等の浸水被害がしばしば発生しているため、早急な対応が必要である
- 予算的、時間的な制約もあることから、改修を計画的に実施し、治水安全度を向上させていくためには、緊急性、実現性、地域の実情等を踏まえ重点的かつ効率的に整備を進めていく必要がある。

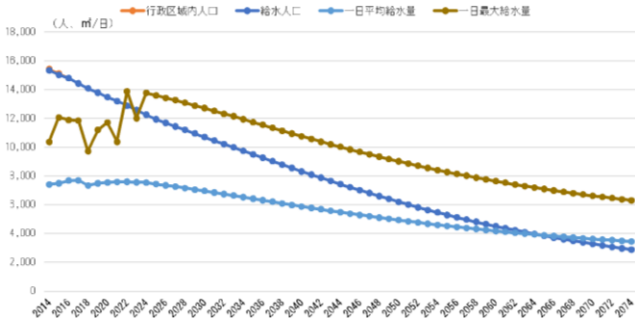


平成25年台風第18号被災(高屋川)

1. 現状と課題(流況と水利用の状況)

利 水

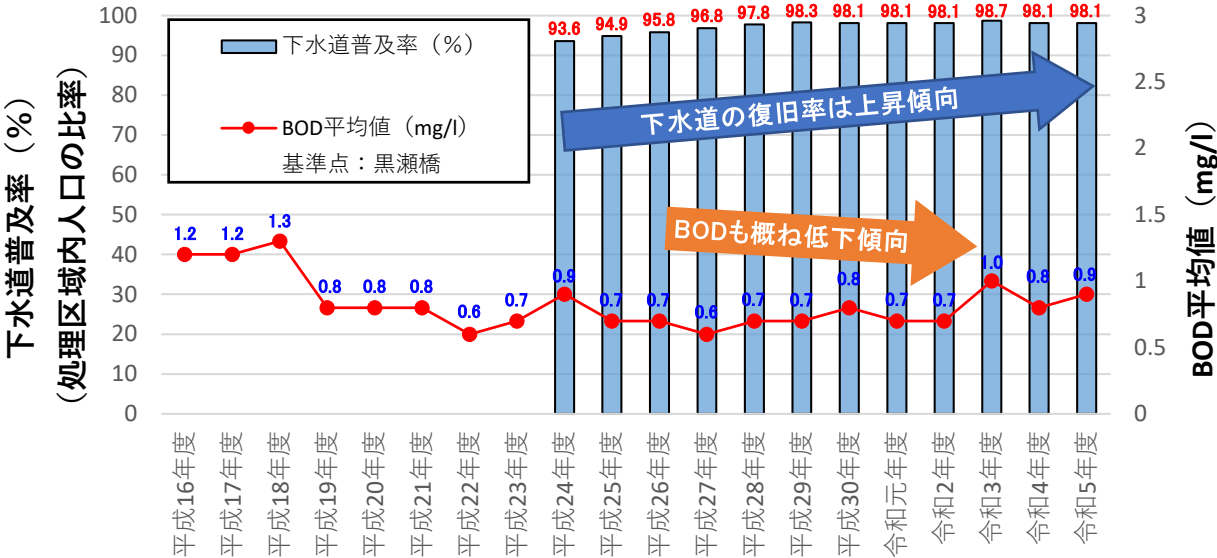
河川名	高屋川		
許可水利権	農水 (灌漑)	件数	2
		水量(m ³ /s)	0.396
		受益面積(ha)	24.11
慣行水利権	農水 (灌漑)	件数	18
		水量(m ³ /s)	0.35757
		受益面積(ha)	115.4



■ 利水の現状

- 高屋川では、許可水利権における取水量は約0.396m³/sであり、農水に利用されている。
- 慣行水利権は現在18件あり、約115.4haの農地を灌漑している。
- 京丹波町の将来の水需要は、給水人口、一日平均給水量、一日最大給水量ともに減少傾向である。

水 質



■ 水質の現状

高屋川の水質(BOD)は、平成18年度までは1.3mg/lであったが、下水道の整備等を進めることにより、令和5年度末には0.9mg/lまで低下している。

■ 利水・水質に関する課題

平成25年の畑川ダム供用開始に伴い、旧京丹波町域では安定的な取水が可能となったが、旧瑞穂町域などの上流域では水源地の保全が必要となっている。

2. 河川整備計画の目標(目標規模の考え方)

【目標】

規模の設定にあたっては、河川の重要度を重視するとともに、既往洪水による被害、経済効果等を総合的に考慮して定めることを基本とする。(河川砂防技術基準 基本計画編 第2章 河川計画)

河川砂防技術基準			府内河川の改修規模
河川区分	河川の重要度	計画規模 (超以下確率年)	
一級河川の主要区間	A級	200以上	直轄河川
	B級	100～200	
一級河川のその他の区間 および二級区間	C級	50～100	淀川支川(都市)
	D級	10～50	淀川支川(一般) 由良川支川(都市・一般) 二級河川(都市・一般)
	E級	10以下	

府内河川の重要度分類表

≪府内の代表的な河川の目標規模≫

- 鴨川(1/30)
- 木津川圏域:防賀川(1/50)、煤谷川(1/50)
- 宇治川圏域:古川(1/10)、安祥寺川(1/10)
- 桂川圏域:桂川(1/30)、七谷川(1/10)、園部川(1/5)
- 由良川下流圏域:弘法川(1/10)、榎原川(1/3)
- 二級河川:高野川(1/10)、福田川(1/5)、佐濃谷川(1/5)

※下線の河川は主要河川または天井川等の重要河川

※京都府では10年確率規模の整備を基本とし、以下の条項を参考に目標規模を定めている。

- (1) 河川の重要度(流域の大きさや社会的重要度):都市計画区域、DIDの割合など
- (2) 既往水害被害:水害統計、水害記録、水理水文資料
- (3) 経済性:費用対効果分析、想定被害額
- (4) 上下流バランス、府内河川バランス
- (5) その他:天井川、河川形態(堀込河川or築堤河川)など

2. 河川整備計画の目標(対象期間・目標規模の設定)

【対象期間】 変更から概ね30年間とする。

【目標規模】 年超過確率1/5規模(概ね5年に1回程度で発生する降雨規模)の出水を安全に流下させることを目標とする。

【目標規模の考え方】 堰の改修の関係などから下流から順に整備を進める必要があり、10年確率規模で整備した場合、対象期間内に上流の被災箇所まで到達しない。
そのため、実施掘削やネック部改修等により早期効果発現が可能な規模である5年確率規模で整備する。

京都府の由良川下流圏域及び上流圏域の河川の目標規模

○由良川下流

河川名	目標規模
八戸地川	平成16年台風第23号洪水と同規模(概ね1/10)
宮川	
牧川	平成16年台風第23号洪水と同規模(概ね1/30)
和久川	平成16年台風第23号洪水と同規模(概ね1/10)
相長川	
大谷川	
大砂利川	
榎原川	概ね1/3(平成26年8月豪雨と同規模)
弘法川	概ね1/10(内水対策と合わせて、満流で平成26年8月豪雨を流下)
法川	
蓼原川	平成29年台風第21号と同程度の降雨における床上浸水被害を解消
谷河川	

○由良川上流

河川名	目標規模
高屋川(畑川合流点上下流区間)	概ね1/30
畑川ダム	
畑川	

たかやがわはたがわ

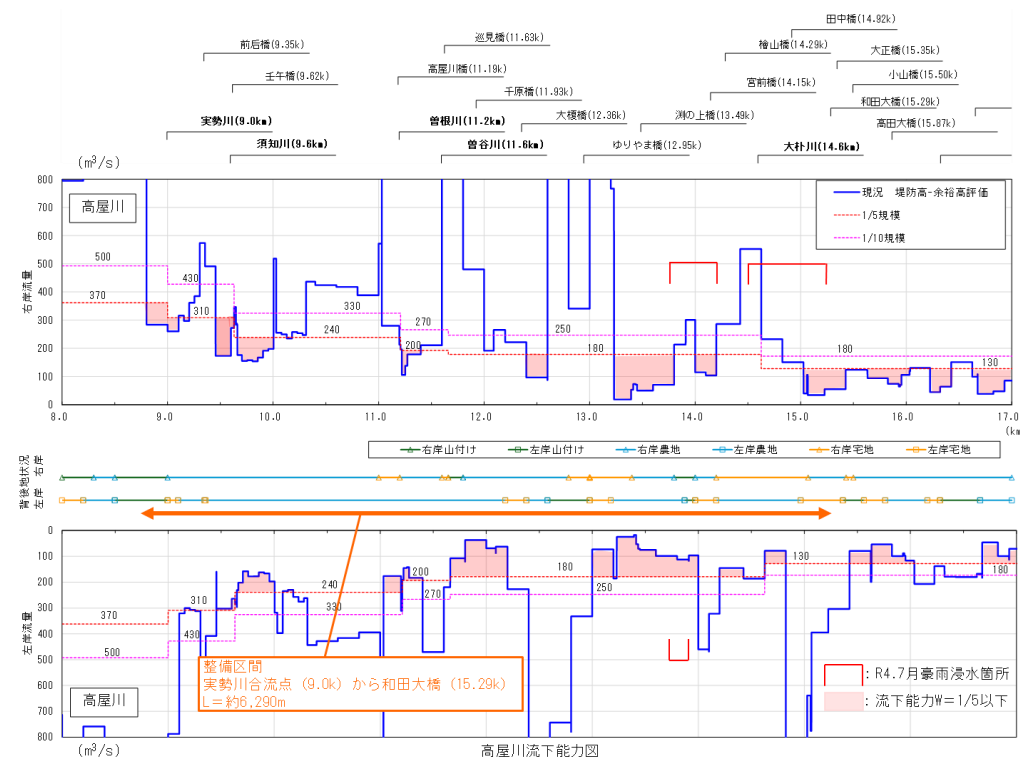
2. 河川整備計画の目標(計画対象区間:高屋川 畑川合流点上流区間)

【計画対象区間】

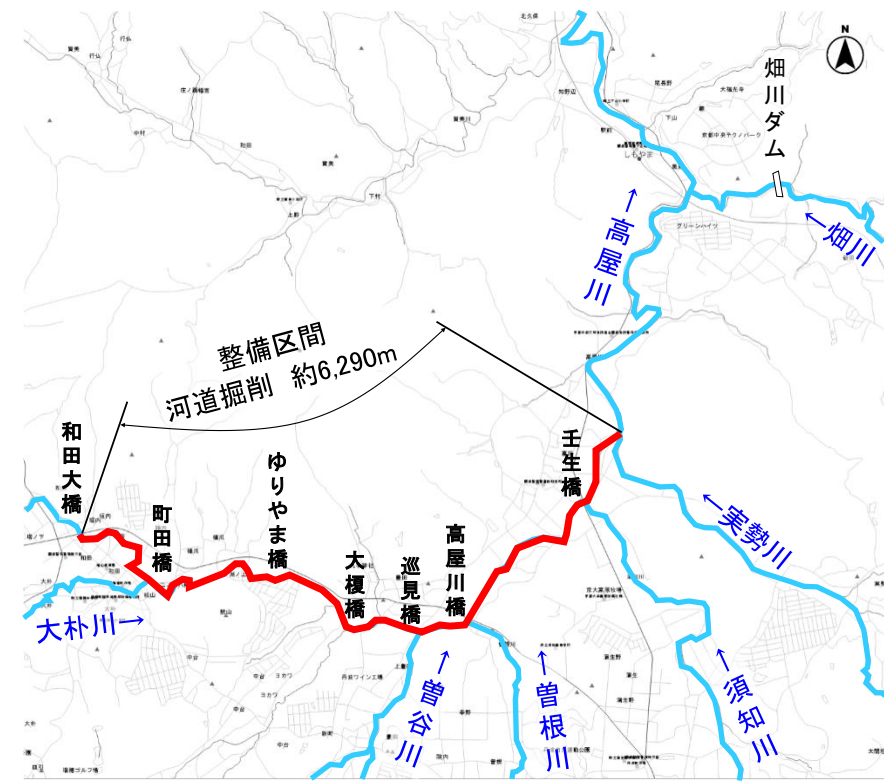
高屋川(畑川合流点上流区間)については、下記の区間を整備対象区間として設定する。
整備区間:実勢川合流点(9.0k)から和田大橋(15.29k)まで延長約6,290m

【対象区間抽出の考え方】

近年、出水による人家浸水被害のあった箇所を含むように対象区間を設定する。
5年確率規模の流下能力を満たしていない区間を対象区間として設定する。



高屋川 現況流下能力図



高屋川 整備箇所

2. 河川整備計画の目標(計画対象区間:大朴川)

【計画対象区間】

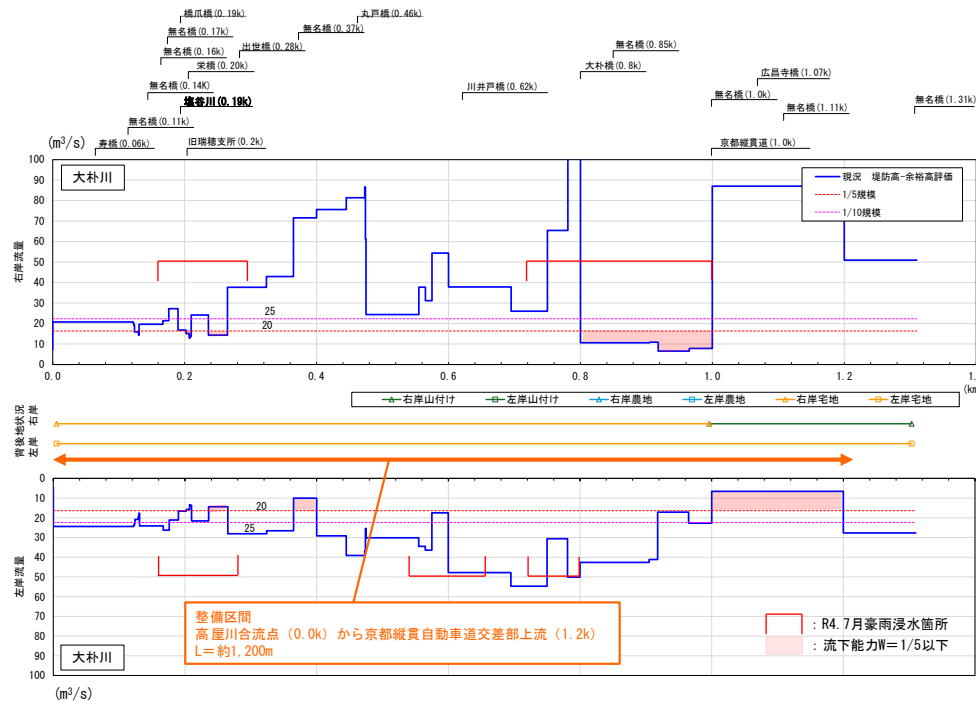
高屋川支川の大朴川については、下記の区間を整備対象区間として設定する。

整備区間: 高屋川合流点(0.0k)から京都縦貫自動車道交差部上流(1.2k)まで延長約1,200m

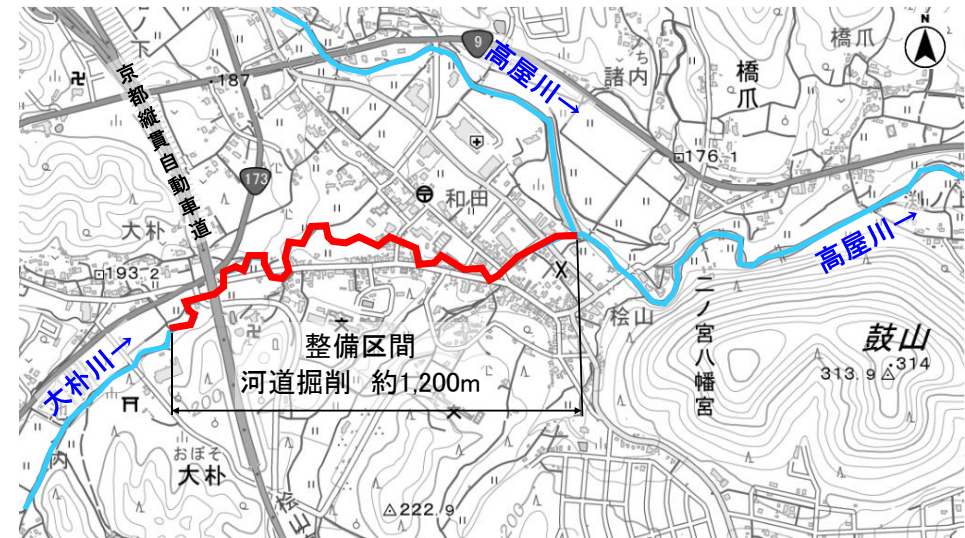
【対象区間抽出の考え方】

近年、出水による人家浸水被害のあった箇所を含むように対象区間を設定する。

5年確率規模の流下能力を満たしていない区間を対象区間として設定する。



大朴川 現況流下能力図



大朴川 整備箇所

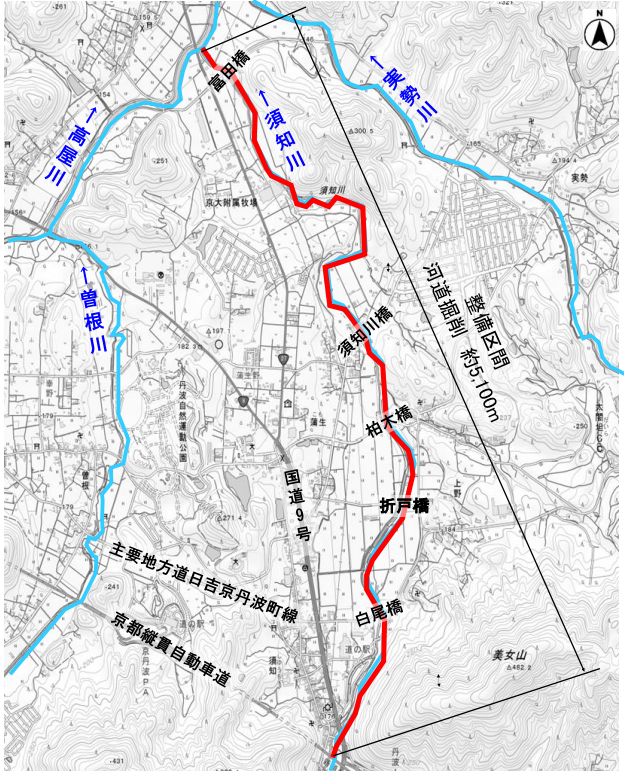
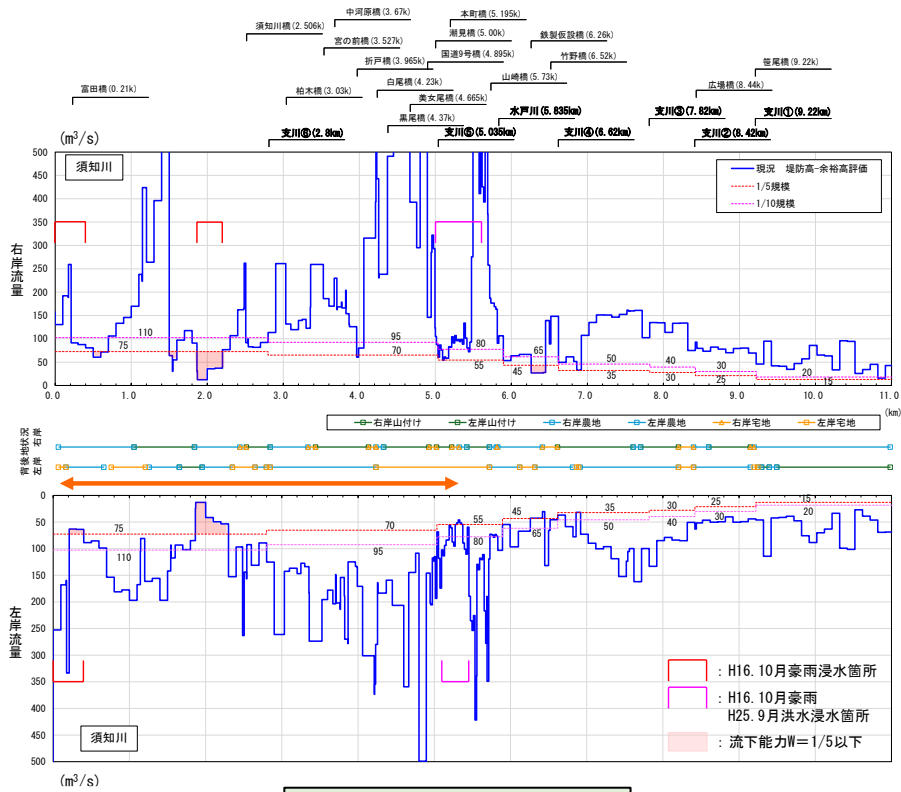
2. 河川整備計画の目標(計画対象区間:須知川)

【計画対象区間】

高屋川支川の須知川については、下記の区間を整備対象区間として設定する。
整備区間: 高屋川合流点(0.0k)から京都縦貫自動車道交差部(5.1k)まで延長約5,100m

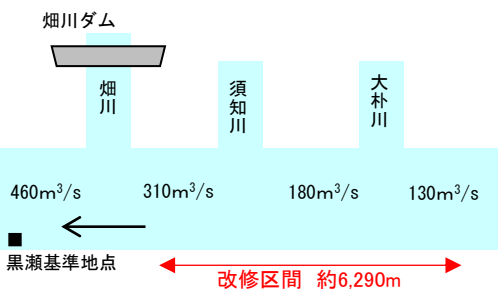
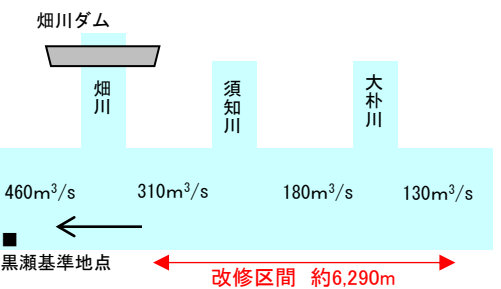
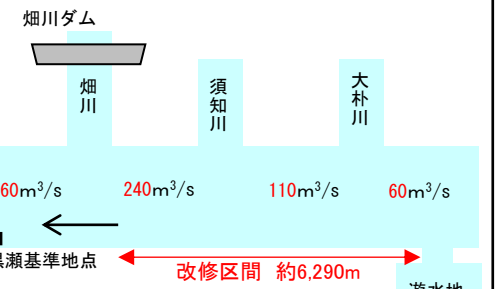
【対象区間抽出の考え方】

近年、出水による人家浸水被害のあった箇所を含むように対象区間を設定する。
5年確率規模の流下能力を満たしていない区間を対象区間として設定する。



須知川 整備箇所

3. 河川整備の実施に関する事項(整備の内容)

		①河道掘削案	②河道拡幅案	②河道掘削＋遊水地案
改修概要		河道掘削（現況川幅内で掘り下げ）し、全量を河道で対応する案 現況の川幅程度の確保を基本とし、河床を概ね1～2m掘り下げる。	河道拡幅し、全量を河道で対応する案 現況の河床高を目安に、現況の川幅から概ね0m～26m拡幅する。	遊水地で洪水の一部をカットし、残りを河道掘削で対応する案 ・現況の川幅程度の確保を基本とし、河床を概ね1m掘り下げる。 ・遊水地：和田大橋上流（左右岸） 貯留容量60万m ³ （遊水地の掘削考慮） 洪水調節量70m ³ /s
流量配分				
社会的影響	用地買収	・影響はない	・広範囲にわたって用地取得および家屋や施設等の移転が必要となる。 補償物件：約5戸	・遊水地整備のための用地取得が必要になる。 (A=約22ha)
	交通（橋梁）	・橋梁への影響は河道拡幅案に比べて小さい。	・河道拡幅により、全ての橋梁が架け替え対象となり、工事中は交通面などの社会的影響が大きい。	・橋梁への影響は無い。
	環境	・河道内の改変に伴い、瀬淵や水際環境等への影響がある。	・河道内の改変に伴い、瀬淵や水際環境等への影響がある。	・河道内の改変に伴い、瀬淵や水際環境等への影響がある。 ・遊水地整備箇所で大規模な掘削が必要となり、地下水を含め、周囲環境への影響が懸念される。
維持管理		・堤防等は広域的な管理が必要であるが、維持管理は比較的容易。	・堤防等は広域的な管理が必要であるが、維持管理は比較的容易。	・遊水地や周囲堤等の維持管理が必要となる。
施工性		・河道内で全て対応するため、大きな支障はない。	・拡幅する際に、近接する施設や構造物等への配慮が必要となる。	・遊水地整備箇所の地盤が軟弱な場合は、安定性確保のために地盤改良が必要。
工期		・河道内での対応が主になるため、他の案と比べて短期間での対策が可能。	・用地買収や橋梁架け替え等に相当な期間を要することが想定される。	・遊水地の用地取得や土地利用について、地元の理解と協力を得るために相当な期間を要することが想定される。

3. 河川整備の実施に関する事項(整備の内容)

【整備概要】

- 概ね1/5規模相当の洪水を安全に流下させるため、河道拡幅、河道掘削、築堤、護岸整備、橋梁改築、井堰改築による流下能力向上を図り、浸水被害の解消を図る。
- 「河川の流下能力」や「川沿いの資産の有無」に配慮し、町とも連携し、被害軽減に努める
- 瀬と淵が存在する景観や生物の成育に配慮し、生物の生育・繁殖環境の復元・創出に努める

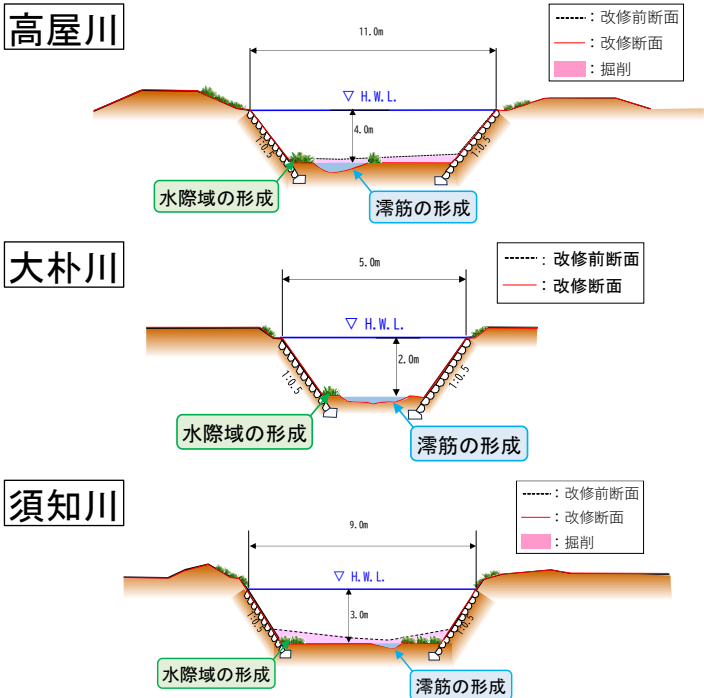
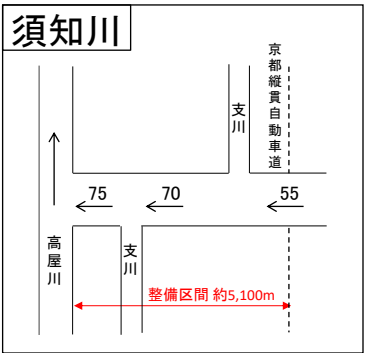
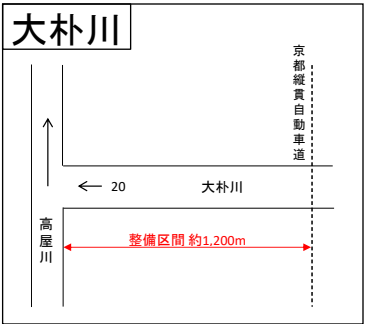
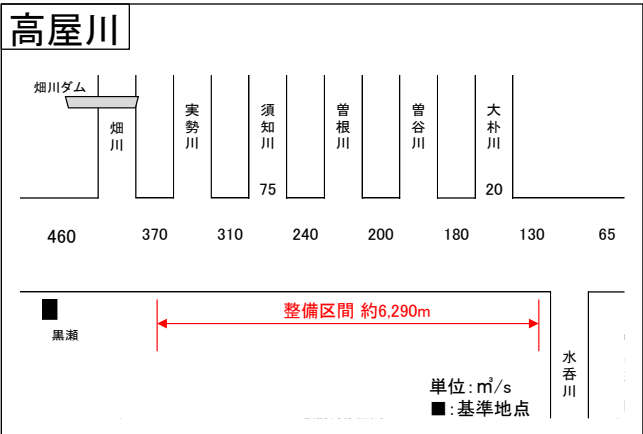
【縦横断形状の設定方針】

「縦断形状」

- ・ 計画高水位 …… 現況堤防高-余裕高見合いで設定。
- ・ 河床勾配 …… 現況河床勾配と堤内地盤高の勾配をもとに計画高流量を流下可能な高さで計画河床勾配を設定
- ・ 余裕高 …… 計画流量200m³/s未満 ⇒ 0.6m、200～500m³/s ⇒ 0.8m
- ・ 出発水位 …… 高屋川 ⇒ 等流計算水位で設定
大朴川と須知川 ⇒ 目標規模を流下させた際の高屋川本川の水位で設定

「横断形状」

- ・ 護岸勾配 …… 河床幅を十分に確保して川が有する自然の復元力を活用する考えのもと、5分勾配(1:0.5)を設定
- ・ 河床高 …… 河道掘削あるいは河道拡幅により計画流量を計画高水位以下で流下できる高さを設定
- ・ 川幅 …… 現況河道の川幅を基本とし、一部の縮小区間は上下流の現況川幅と同等の幅を設定
高屋川 ⇒ 10～50m、大朴川⇒ 5～10m、須知川⇒ 10～40m



3. 河川整備の実施に関する事項(整備の内容)

【流域治水の推進】

気候変動の影響等を踏まえ、今後は河川整備に加え、流域のあらゆる関係者が協働して、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を流域全体で行う治水対策「流域治水」を推進していく。

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大

集水域

[国・市、企業、住民]

雨水貯留浸透施設の整備、ため池等の治水利用

流水の貯留

河川区域

[国・県・市・利水者]

治水ダム建設・再生、利水ダム等において貯留水を事前に放流し洪水調節に活用

[国・県・市]

土地利用と一体となった遊水機能の向上

持続可能な河道の流下能力の維持・向上

[国・県・市]

河床掘削、引堤、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす

[国・県]

「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等



③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実

氾濫域

[国・県]

水害リスク情報の空白地帯解消、多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する

[国・県・市]

長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化

[企業、住民]

工場や建築物の浸水対策、BCPの策定

住まい方の工夫

[企業、住民]

不動産取引時の水害リスク情報提供、金融商品を通じた浸水対策の促進

被災自治体の支援体制充実

[国・企業]

官民連携によるTEC-FORCEの体制強化

氾濫水を早く排除する

[国・県・市等]

排水門等の整備、排水強化

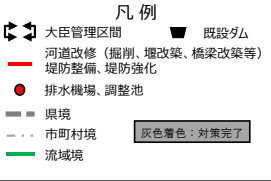
県：都道府県 市：市町村 []：想定される対策実施主体

3. 河川整備の実施に関する事項(整備の内容)

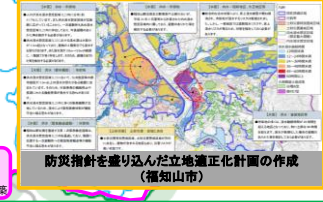
由良川水系流域治水プロジェクト2.0【位置図】

～頻発する浸水被害に対して、流域治水対策を一層推進～

- 由良川水系では、近年大規模な外水氾濫が発生した平成25年台風第18号による出水以降も浸水被害が頻発したこと等を踏まえ、以下の取り組みを一層推進していくものとし、更に国管理区間においては、気候変動(2℃上昇)下でも目標とする治水安全度を維持するため、現行の整備計画目標洪水に対して、2℃上昇時の降雨量増加を考慮(雨量1.1倍)した平成25年台風第18号規模の洪水による災害の発生防止又は軽減を図ることを目指す。
- これまで、平成25年台風第18号等による被害をふまえ、河川整備計画に位置付けたメニューを大幅に前倒しする緊急的な治水対策や、国・府・市が一体となって実施した総合的な治水対策等の取り組みを進めてきたが、気候変動の影響に伴う降雨量や洪水発生頻度の変化という新たな課題や、流域の土地利用の変遷に伴う保水・遊水地域の減少等を踏まえ、将来に渡って安全な流域を実現するため、特定都市河川浸水被害対策法(以下「法」)の適用を検討し、更なる治水対策を推進するとともに多自然川づくりの推進に取り組む。



- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
 - ・河道掘削、堤防整備、堤防強化、排水機場、調整池、付替え河川
 - ・更なる貯留施設の検討、既存ダム有効活用に向けた検討
 - ・総合的な治水対策
 - ・維持掘削・樹木伐採、河川管理施設等の老朽化対策
 - ・海岸保全施設の整備及び保全
 - ・下水道(雨水対策)、排水施設(水路、排水機場)の整備等の内水被害軽減対策(雨水管理総合計画の策定)
 - ・校庭、ため池、水田等による雨水貯留浸透機能の確保、開発に伴う調整池の設置・保全
 - ・法指定による雨水浸透阻害行為の規制、貯留機能保全区域の指定
 - ・利水ダム等7ダムにおける事前放流等の実施、体制構築
 - (関係者: 国、京都府、兵庫県、関西電力(株)、土地改良区、丹波篠山市、丹波市、京丹波町)
 - ・森林の整備及び保全
 - ・砂防堰堤、治山ダムの整備
 - ・住民による雨水貯留施設の設置 等
- 被害対象を減少させるための対策
 - ・条例等に基づき計画している安全なまちづくり
 - ・災害危険区域や建物等の耐水機能の確保・維持、水害リスクマップを活用した立地適正化計画に基づく水害リスクの低い地域への居住誘導、特定都市河川指定及び流域水害対策計画に基づく土地利用や住まいの工夫
 - ・法指定による浸水被害防止区域の指定 等



- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
 - ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の作成・周知・活用
 - ・水害や土砂災害等ハザードマップの作成と周知、高度化
 - ・多段階の浸水想定図(浸水頻度毎の浸水深図)及び水害リスクマップ(浸水深毎の浸水頻度)の整備
 - ・水位・氾濫予測システムの構築
 - ・浸水センサによるリアルタイムでの情報発信
 - ・避難所の案内や実績浸水深など、避難行動に資する情報の現地表示
 - ・住民や関係機関等と連携した避難訓練の実施
 - ・隣接市の避難所活用や火災リスク情報を活用した避難計画等、柔軟な避難体制の整備・運用・改良
 - ・緊急応用施設等の避難確保計画の作成の促進、避難訓練実施支援
 - ・避難行動に資する情報発信等の高度化及び防災情報の充実
 - ・水害リスクや水害対策などの啓発活動
 - ・防災ステーションの平時利活用の推進
 - ・水防工法等の訓練や土のう等の備蓄資材確保など、水防活動の支援
 - ・タイムラインの作成・運用・改良
 - ・「局地的豪雨探知システム」の活用推進とゲリラ豪雨対策広域アクションプランに基づく対策の推進
 - ・排水ポンプ車出動要請の連絡体制の整備、排水計画に基づく排水訓練の実施
 - ・兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)の加入促進
 - ・河川に隣接する道路構造の流出防止対策
 - ・緊急車両の移動経路の確保
 - ・BIM/CIM適用による三次元モデルの積極的な活用
 - ・雨量・水位観測装置の機能向上 等

4. 河川維持に関する事項

【河川の維持管理の目的】
治水、利水及び環境の観点から調和のとれた、機能を十分に発揮できるような維持管理を行う。

河川維持の内容		目的
ア. 河川管理施設の維持管理		
	河川巡視や河川管理施設の点検	危険箇所や老朽箇所の早期発見・補修
	大野ダム及び畑川ダム(完成後)のダム本体、貯水池及びダムに係わる施設の計測及び点検等	施設の機能を良好に保つ
イ. 流下能力の維持について		
	河床掘削	河積の確保
ウ. 局部的な改良工事や災害復旧工事について		
	局部改良工事	
エ. 自然環境調査について		
	定期的な自然環境調査の実施及びデータの蓄積	河川環境の保全及び活用
オ. 流水の正常な機能の維持について		
	雨量・水位等のデータ特性・分析	水利用の適正化、必要な流量の確保

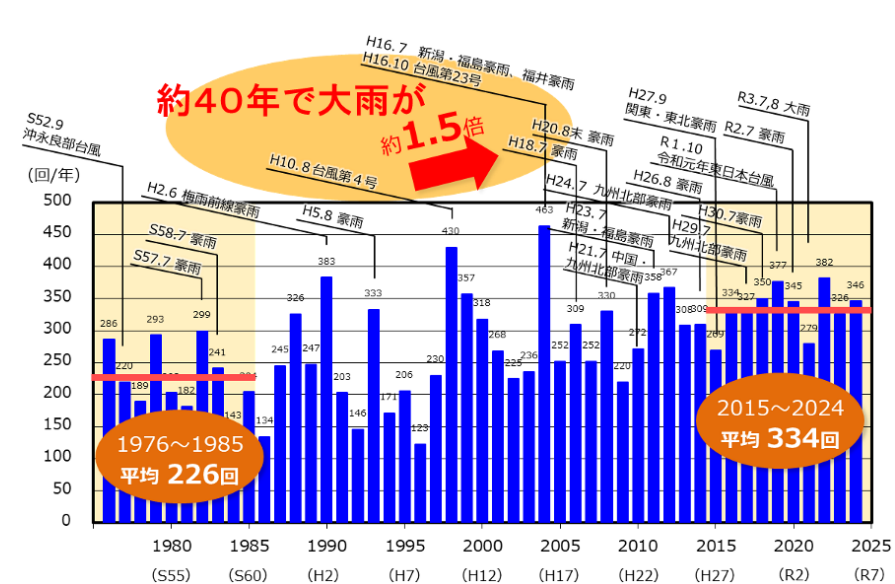
5. 河川整備を総合的に行なうために必要な事項

【住民と連携した河川管理】

本圏域の自然豊かで美しい河川を、地域住民の手で今後とも守り育てていく取り組みが継続し、かつ、広がっていくことが重要である。このため、圏域の各河川や沿川の豊かな自然環境などに関する様々な情報を共有することで、地元自治体及び地域住民との連携を一層図る。

【地元市町と一体的な防災対策の推進】

近年の集中豪雨の発生状況をみると、ハード対策だけで対応することは困難である。いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化するため、施設能力を上回る洪水の発生を想定した危機管理体制を構築・強化する。



防災ハザードマップ



河川管理者・国・自治体が連携した意見交換の実施
(令和6年度 京丹波町流域治水意見交換会)

流域のあらゆる関係者が協働して、水害に強い地域づくりを推進

水位周知河川における市町による住民避難措置や水防活動の一層の支援

危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを活用した監視体制の充実

圏域内河川の浸水リスク情報、河川整備の効果等を情報発信

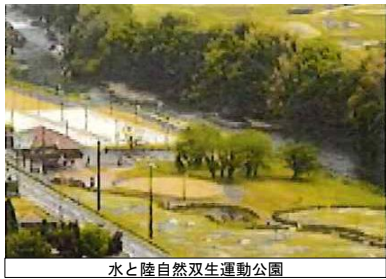
各種ハザードマップの普及や避難訓練等の実施など、住民の避難誘導体制の整備の促進

1時間降水量50mm以上の年間発生回数
(アメダス1,300地点あたりに換算した値) 出典: 水害レポート2024

5. 整備を総合的に行うために必要な事項

【豊かな自然環境との触れあい】

本圏域の河川では、豊かな自然に直接触れあうことができるフィールドとして利用され、さらに、未来を担う子ども達にとっても、河川が貴重な自然体験の場として一層積極的に活用されるよう、地域と連携しながら安全で豊かな水辺空間を守り育てることに努める。



【由良川上流圏域の健全な水環境に向けての取り組み】

由良川上流圏域の水量、水質の維持については、源流から河口に至るまでの水系全体の問題としてとらえ、啓発活動など流域住民や関係機関とより一層連携を図る。

森林の果たす水源かん養機能が十分保たれるよう、森林の管理、保全について関係機関等と連携を図っていく。